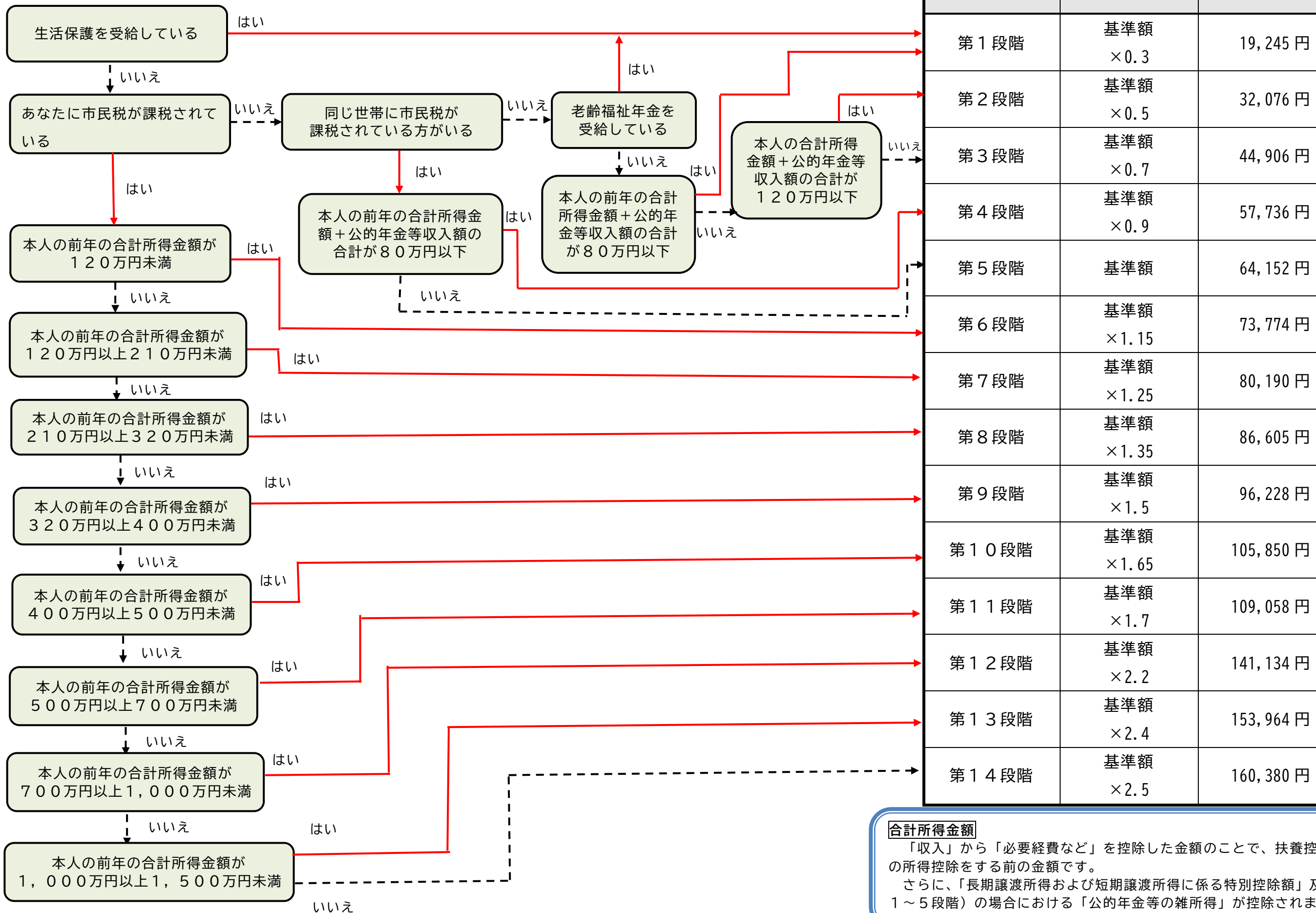


介護保険料は、ご本人の所得や同じ世帯の方の市民税課税状況等によって、14の所得段階に区分して決まります。

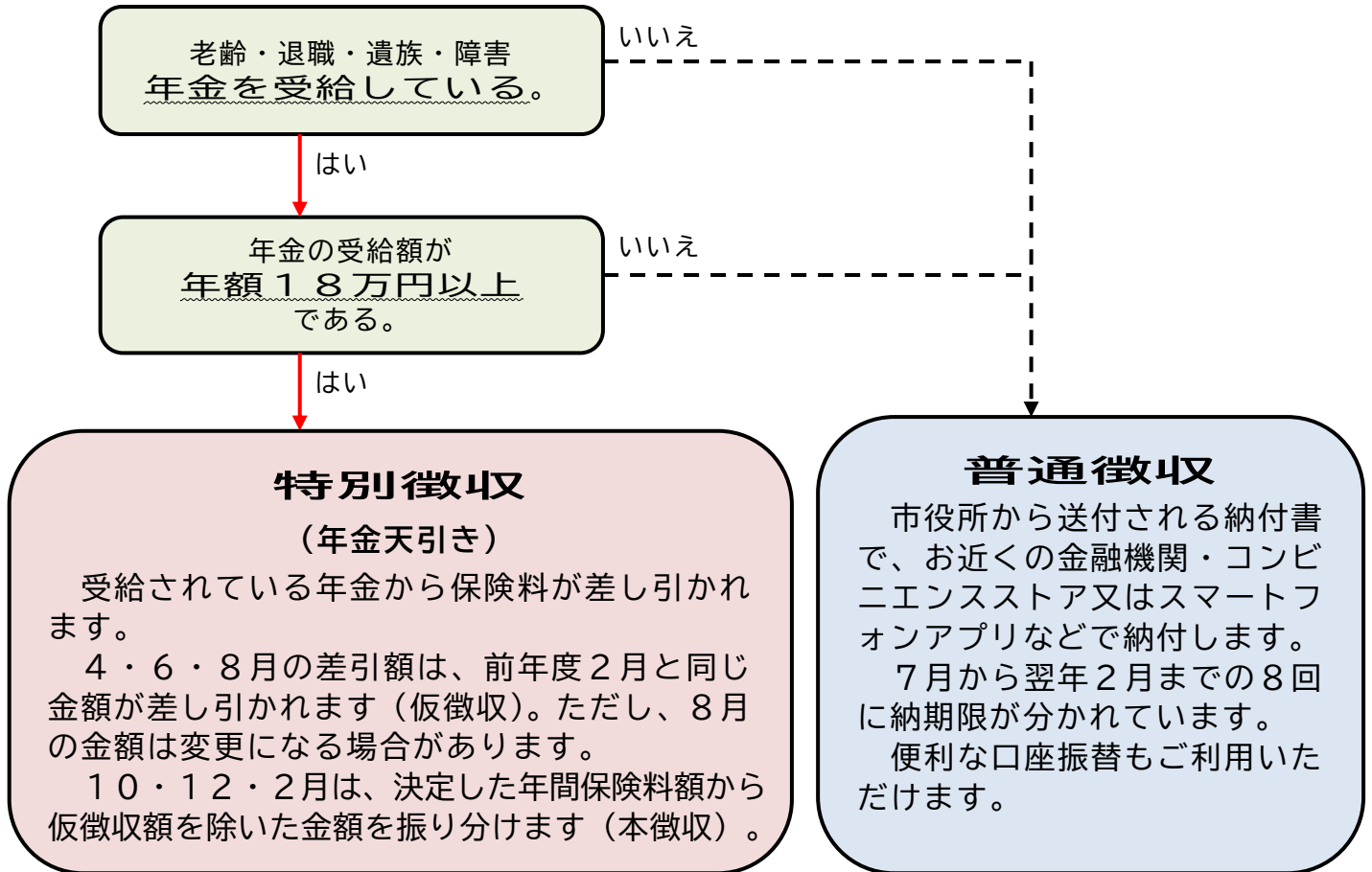
※「世帯」とは、賦課期日現在における住民登録上の世帯を指します。

あなたの所得段階は？



合計所得金額
 「収入」から「必要経費など」を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 さらに、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」及び本人非課税（第1～5段階）の場合における「公的年金等の雑所得」が控除されます。

保険料の納付方法は・・・



※ 65歳の年齢到達時や転入された方は、年金受給状況の確認等のため、当分の間は特別徴収(年金天引き)されず、普通徴収となりますので、納め忘れにご注意ください。

介護保険料の納付期限は…

	特別徴収	普通徴収
4月	第1期	
5月		
6月	第2期	
7月		第1期
8月	第3期	第2期
9月		第3期
10月	第4期	第4期
11月		第5期
12月	第5期	第6期
翌年1月		第7期
2月	第6期	第8期
3月		

- 特別徴収の方は、年金支給時に差し引かれます。
- 普通徴収の納付期限は、各月の月末日(土・日・祝日や閉庁日に当たる場合は、その翌日)になります。
- 随時賦課など、別に納付期限が定められる場合があります。

保険料を納めないでいると・・・

特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような介護サービスの制限を受けることがあります。

1 年 以 上：介護サービスの利用料がいったん全額自己負担になります。

1年6か月以上：保険給付の一部又は全部が差し止めになります。

2 年 以 上：介護サービス利用料の負担割合が引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

また、滞納が続くと、地方税法の例により滞納処分を受ける場合があります。

保険料の減免について・・・

災害など特別な事情で保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や保険料の減額・免除が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

介護保険料納付額は、社会保険料控除の対象となります。

毎年1月1日から12月31日までに納付された介護保険料は、確定申告、住民税申告及び年末調整の際、社会保険料控除の対象となります。

なお、この申告等の際に介護保険料の納付額を確認することができる「介護保険料納付確認書」を発行いたしますので、必要な方は、介護保険課又は市内各出張所にて申請してください。

※ 控除の対象について、所得税法及び地方税法の取扱いは次のとおりです。

○特別徴収…ご本人の納付額のみ控除対象

○普通徴収…ご本人及び生計を一にする方の納付額が控除対象